

6 建政技第 89 号
令和 6 年(2024 年)7 月 2 日

建設部現地機関の長 様
建築住宅課長 様
公営住宅室長 様
施設課長 様

技術管理室長

ウェアラブルカメラの配備及び建設工事における遠隔臨場の本格運用
について（通知）

このことについて、建設産業の生産性向上を目指し、遠隔臨場の推進を加速化させるため、貴所（課・室）にウェアラブルカメラを配備しますので、下記により積極的に活用いただきますようお願いいたします。

また、今回の配備に伴い、遠隔臨場の実施環境が一定程度整備されることから、建設工事に係る遠隔臨場について、下記により本格的に実施しますので、適切な運用にご配慮願います。

記

- 1 ウェアラブルカメラの配備先及び配備台数
別添「ウェアラブルカメラ配備一覧」のとおり。
- 2 ウェアラブルカメラの取扱
 - ・建設工事及び委託業務の受注者に無償で貸与できるものとする。なお、貸与する相手方は、遠隔臨場の普及促進の観点から、できる限り遠隔臨場の実績を有していない者とする。
 - ・その他詳細は、別添「建設工事等における遠隔臨場に伴うウェアラブルカメラの運用について」による。
- 3 本格運用の対象工事（建築工事は除く）
 - ① 当初設計額が 1 億円以上の工事は、原則全ての工事で遠隔臨場を行うこと。ただし、通信環境が確保できず、リアルタイムでの映像確認が困難な工事及び工場製作を含まない機械工事は除く。
 - ② 当初設計額が 1 億円未満の工事についても、受発注者協議の上で、適用できるものとする。
 - ※1：上記①又は②により、遠隔臨場の対象となる工事においても、遠隔臨場が適さない工種・項目は、現場臨場とすることができる。
 - ※2：災害復旧工事についても上記①及び②と同様の取り扱いとする。
（遠隔臨場に係る費用計上は「軽微な変更」に該当）

4 本格運用の適用年月日

令和6年8月1日以降に起工起案する工事で適用する。ただし、契約済みの工事においても、受発注者協議により適用できるものとする。

5 本格運用に係る要領等

本通知に定めがない事項については、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和5年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）」及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）（同上）」に準じる。

6 遠隔臨場に係る費用

配備されたウェアラブルカメラ等を貸与する場合を除き、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和5年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）」の「6.費用算出方法」に基づき、変更により適切に計上すること。

7 その他

- ・本通知の施行に伴い、建設工事の遠隔臨場（試行）に関する次の通知は廃止します。

建設現場の段階確認等における遠隔臨場の試行について（令和2年5月21日付け事務連絡）

建設現場の段階確認等における遠隔臨場の試行について（令和4年1月11日付け事務連絡）

建設現場における遠隔臨場の積極的な実施について（通知）（令和4年3月1日付け3建政技号外）

建設現場における遠隔臨場（試行）の実施について（通知）（令和4年7月22日付け4建政技第100号）

- ・委託業務については、引き続き試行を継続しますので、「地質調査業務における遠隔臨場の試行について（通知）（令和5年12月26日付け5建政技第239号）」により、積極的に実施することとし、本年度においては、各事務所で少なくとも2件は実施してください。

<p>（ウェアラブルカメラの配備に関する問合せ）</p> <p>担当 建設部建設政策課技術管理室企画班 大田、小宮山</p> <p>電話 026-235-7294（直通） 3328（内線）</p> <p>Mail gijukan-kikaku@pref.nagano.lg.jp</p>	<p>（遠隔臨場の本格運用に関する問合せ）</p> <p>担当 建設部建設政策課技術管理室基準指導班 石坂、下川</p> <p>電話 026-235-7312（直通） 3330（内線）</p> <p>Mail gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp</p>
---	---